

## 盧泰愚政権下における政府と財閥の関係 — 「大宇造船正常化方案」を事例として—

木下 奈津紀

韓国においては、朴正熙政権・全斗煥政権共に財閥と「相互利害的・依存的な関係」を構築した。そして、ソウルオリンピックの開催の決定等により、国内及び諸外国から、民主化への要請が高まる中で、韓国では16年振りの直接選挙制による大統領選挙によって盧泰愚政権が誕生した。以前の軍事独裁政権との違いを明確に示しながらの政権運営を強いられた盧泰愚政権であったが、財閥との「相互利害的・依存的な関係」が断ち切られることはなかった。

### はじめに

韓国では、朴正熙政権下で多くの財閥が形成され、その財閥は次から次へと事業の拡大路線を採っていった。朴正熙政権下で多くの財閥が形成された背景には、同政権によって行われた経済政策があった。朴正熙政権下では、政府が朝鮮戦争などの影響によって低迷していた韓国経済を立て直すために、経済政策を推進した。その際政府は、企業（財閥）に「特惠」を与え、自身が進める経済政策の遂行に協力させた。そして、企業（財閥）側は事業を拡大させるために、政府の経済政策に従う形で事業展開を行い、特惠を受けた。こうした政府と財閥の相互関係が生まれた結果、韓国国民から、政府に対しては「財閥擁護の政府」、財閥側には「財閥への経済集中」と批判が集まることとなった。だが、こうした批判は、軍事独裁政権の下では抑圧され、財閥への経済集中が深化されていくのであった。

1979年に朴正熙政権が崩壊すると、韓国国内では民主化への期待が高まった。全斗煥率いる新軍部<sup>1)</sup>は、「社会浄化」を掲げるなど、一応民主化を推進する政治姿勢を国民に示したものの、結局は軍事独裁政権への道を進み始めるのであった。全斗煥は、政権発足の初期は不正蓄財者を取り締まるなど、巨大化していた財閥を規制する姿勢を示した。だが、全斗煥政権発足時の韓国経済が極めて低迷した状況に置かれていたため<sup>2)</sup>、早急な景気回復を求められていた全斗煥は、結局は財閥の「経済力」を借りなくてはならなかった。そこで、全斗煥政権も財閥に対する「特惠」を与えることで、政府の経済政策に財閥を協力させた。財閥側も、自社の経営を守るために、政府の政策に従った。ここまでは、朴正熙政権下での相互依存的な政府と財閥との関係とそれほどの違いはない。

だが、全斗煥政権下では、民主化を求める「世論」そして、ソウルオリンピック開催の決定による「外部」からの民主化の要求により、朴正熙政権時のような独裁的な政治を行えなくなる。そのような社会情勢の中で、政府の財閥優遇の姿勢にも批判が高まることとなり、政府は

財閥への特恵を大々的には行えなくなっていた。つまり、全斗煥政権下では「世論」と「外的要因」により、財閥擁護の姿勢を変えざるを得なかった。だがその一方では、財閥に政治献金を義務付ける傍ら、政治献金を行わなかった財閥に対して解体に追い込んだと言われるなど、政府と財閥との関係が「献金」という形でむしろ深くなった時期でもあった。

そして、全斗煥政権の任期が満了し、盧泰愚政権が誕生する。全斗煥政権の末期、全斗煥は「改憲棚上げ措置」、「ソウル大生拷問致死事件」などにより、韓国国内から非難が集中していた。そこで、このままでは政権を維持できないと考えた全斗煥は、当時の民主正義党・代表委員であった盧泰愚に「民主化宣言」を発表させて、国民に対して民主化に向けた政治姿勢をアピールした。そして、その後韓国では16年ぶりに行われた直接選挙制による大統領選挙で盧泰愚が当選を果たした。ここから、韓国における本格的な民主化が始まる。韓国が民主化に向かう中で、政府と財閥との関係はどのように変化をしたのか。韓国が民主化に向かう中で、経済集中が深化していた財閥と、その財閥を擁護してきた政府に対する国民の不満も最高潮に達していた。だが、数十年間に渡って行われてきた軍事独裁政権の中で、国内の経済力のほとんどを財閥に頼ってきたため、財閥の経済力なしでは、直ちに経済政策を遂行するのは困難であった。その結果、盧泰愚政権下でも政府と財閥との関係が断ち切られることはなかった。

だが、軍事政権時代の政府と財閥との関係のままでは、国民からの非難をかわすことは難しく、政府は「自らの経済政策」と「財閥」、そして「世論」の中で苦悩した様子が見て取れる。その事例として、本稿では大宇造船株式会社（以下、大宇造船）への金融支援を巡る問題を取り上げ、盧泰愚政権下での財閥と政府との関係を明らかにする。

先述したように、朴正熙政権下で多くの財閥が形成・展開されたことから、朴正熙政権時代での財閥の形成・展開に関する研究は多く見られる<sup>3)</sup>。すなわち、朴正熙政権下での財閥や経済成長に注目が集まる一方で、その後の政権下における財閥と政府に関する研究が極めて少ないのが現状である。

1997年のアジア通貨危機を前後して、多くの財閥が破綻した。これらの財閥の破綻は財閥側の行き過ぎた「経営拡大路線」の結果であると言われている。特に1999年に解体された大宇は、朴正熙政権下で形成された新興財閥であり、政府から次々と「不実企業<sup>4)</sup>」の経営権を引受けることで拡大した結果、その経営手腕の失敗により解体に追い込まれた、とされている<sup>5)</sup>。大宇は確かに、政府から多くの「不実企業」の経営権を引受けることで事業を拡大していった。だが、大宇が引受けた「不実企業」の中には、大宇が望んで引受けたものだけでなく、政府が経済政策を遂行するために、当時の政権によって半ば強引に大宇に対してそれらの経営を押し付けたという事実もある<sup>6)</sup>。最終的には大宇のみに責任を問う形で大宇が解体されたが、朴正熙政権から大宇の展開を政治的な側面から見てみると、大宇の解体が大宇のみの責任によって引き起こされたものではないと言える。そこで、本稿ではほとんど研究が行われていない盧泰愚政権下での政府と財閥との関係を明らかにすることを目的としている。

## 1. 大宇造船への金融支援を巡る問題

朴正熙政権崩壊後の韓国では、軍部からの弾圧を長年受け続けてきた国民から、民主化への要望が高まっていた。全斗煥率いる新軍部は、社会浄化を掲げるなど、当初は民主化に向けた

政治姿勢を国民に示した。だが結局は、新軍部は軍事独裁政権そのものであった。

全斗煥政権下では、政権発足当初は財閥に対して規制・介入の動きを見せた。だが、一方では、当時低迷していた韓国経済を立て直すために、保護・育成に力を注ぐこととなり、その結果、全斗煥政権下では政府と財閥の「相互依存的な関係」が解消されることはなかった。

ところで、全斗煥政権下では、国内からの民主化の要請に加えて、「外部」からも民主化が要請されていた。というのも、韓国での、アジア大会（1986年）とソウルオリンピック（1988年）の開催が決定したためであった。これら国際大会の開催決定を受けて、政府は開催地にふさわしい政権の樹立を「外部」から迫られることとなった。そこで政府は1983年末に、開催地にふさわしい政権の樹立のために、有力政治家や宗教人からなる批判勢力の抱きこみ・体制内化と急進派学生の孤立などを目的として、反政府勢力に対する宥和措置を発表した<sup>7)</sup>。「和合路線」と称されるのがそれである。この「和合路線」がこれまで抑圧され続けていた韓国国民の民主化への要望を噴出させる契機となり、韓国国内では民主化運動が盛んに行われるようになった。国内での民主化運動が盛んになる中、政権の維持の危機感を覚えた全斗煥大統領は、次期大統領選挙を直接選挙制へと変更するための改憲をしないとする「改憲棚上げ措置」を取り、政権維持を図ろうとした。だが、直接選挙制を求める韓国国民、国民の声を無視する政府の姿勢に反発し、反政府運動は激しさを増した。こうした事態にさらに追い討ちをかけるように、「ソウル大生拷問致死事件<sup>8)</sup>」が発生し6月民主化抗争を招いた。

上記のように、韓国国内の政治情勢が混乱する中で、事態を収集するために、1987年6月29日、当時の与党・民主正義党の代表委員、盧泰愚が「民主化宣言」を発表した。政府は、「民主化宣言」を行うことで、国民に対して民主化への姿勢を示し、政権の維持を図ろうとした。一度は「改憲棚上げ措置」を発表した政府であったが、民主化宣言の際に直接選挙制による大統領選挙を掲げたため、1988年2月25日に韓国では16年ぶりに、直接選挙制による大統領選挙が行われた。その結果、盧泰愚が当選を果たし、大統領に就任した。盧泰愚政権の発足当時の課題は、6月29日に行った「民主化宣言」を実現することであった。盧泰愚が行った「民主化宣言」の内容は以下の通りである。

一、私の構想は大統領閣下に建議する予定で、党员や国民の支持を受けて具体的に実現させる決意である。

一、与野党合意の下、早急に大統領直接選挙制への改憲を実施し、新憲法による大統領選を通じ、来年二月に平和的な政権移譲を実現する。

一、議院内閣制がわが国の民主主義定着のため最も望ましい制度であるという私の考えに変わりはないが国民の多数が望まない制度は国民から遊離するだけで、この時点で社会的混乱を克服するためには、大統領直接選挙制を選ばざるを得ないとの結論に至った。

一、改憲は制度の変更だけでなく、自由な出馬と公正な競争が保障される内容でなければならない。

一、国民的和解と大団結を図るため、金大中氏は赦免・復権されなければならないし、反国家犯や傷害致死犯ら少数の者を除き、一連の情勢で拘束された政治犯も釈放する必要がある。

一、人間の尊厳は一層尊重しなければならず、政府は人権侵害事例のないよう留意すべきだ。

一、言論人の大部分の批判の的となっていた言論基本法は、大幅に修正するか廃止しなければならない。国家安全保障を阻害しない限り、言論は制約を受けてはならない。

一、改憲手続きにかかわらず、地方議会の設置は予定通りに進めなければならない。大学の自治も保障する必要がある。

一、私は憂国感情から出たこの構想が、大統領閣下と民正党議員はもちろん、全国の声援で花咲くことになると確信する。万一この提案が貫徹されない場合、民正党の大統領候補と代表委員を含むすべての公職から辞任することを明白にしておく。<sup>9)</sup>

上記の宣言を行い、大統領選挙に勝利した盧泰愚は、国民から、これまでの権威主義の悪い習慣を一掃し、民主改革を断行すること、そして産業民主主義と経済正義を実現することなどを求められた<sup>10)</sup>。国民、そして「外部」からの強い要請により、盧泰愚政権は民主化に向けた改革を遂行していかなくはならなかったにも拘らず、発足当初は厳しい政治状況にあった。1988年4月26日に行われた第13代国会議員選挙で、与党である民正党が過半数の議席数獲得に失敗したためである。初期の盧泰愚政権では、「与小野大」の政治状況となり、野党側から厳しい改革要求を受けることとなる。この野党側の改革要求の中に、「第5共和国（全斗煥政権）の清算」があった。これは、全斗煥政権時代の政府と財閥との「相互依存的な関係」に対して、その清算を求めるというものであった。例えば、野党側は1988年6月に「第5共和国政治権力型非理調査特委構成決議案」を採択し、この決議に基づき、国政調査権が発動された。更に野党側は、11月に「5共非理問題（新軍部政権の政治資金や、政経癒着問題）」などに関する国会聴取会を開いた<sup>11)</sup>。この聴講会には、政財界の有力者が多数招集され、第5共和国の不正の数々が明らかとなった。更には、この聴講会の様子はマスメディアを通じ広く国民に報道されたため、国民も軍事政権（第5共和国）の不正の数々を知ることとなった。

こうした状況から、盧泰愚は前政権が行っていたような「政経癒着」といった問題の解消にも取り組む必要があった。つまりは、財閥を擁護する政府という、従来の政府と財閥との関係を解消しなければならなかったのである。

こうした状況の中で、大宇は盧泰愚政権に対して、「不実化」寸前であった大宇造船への金融支援を要請した。

#### a. 大宇から政府への金融支援の要請

1988年9月、大宇は韓国政府に対して、負債額が表面化しただけでも1兆2000億ウォンに達した大宇造船に対して金融支援を行うよう要請した。大宇側が政府に対して金融支援の要請を行った背景には、大宇造船の経営状態の要因が政府側にもあったからであると考えられる。従って、以下で簡単に大宇造船設立から経営状態が悪化していった経緯を述べることにする。

大宇造船は、朴正熙政権下の1978年、政府の要請により「不実企業」同然であった玉浦造船所の経営権を引受けて設立した造船会社である。当時の大宇は、多数の「不実企業」の経営権を引受け、その「不実企業」の経営再建を図るために多額の資金を必要とし、資金不足の状態にあった。大宇はグループ全体の経営が苦しい状態にあったにも拘わらず、当初は玉浦造船

所の経営権の引受けを拒否したが、最終的には半ば強引に政府に引受けさせられることとなる。そこで大宇は、その引受けに当たって、大宇造船を正常に経営するための支援条件を政府に提示した<sup>12)</sup>。そして、政府側がそれらの条件を承諾し、正式に大宇が玉浦造船所の経営権を引受け、大宇造船を設立した。

だが、政府から大宇に対して玉浦造船所の経営権が引き渡された直後に、朴正熙政権が崩壊したことによって、大宇と政府が約束した条件のいくつかが約束通りに履行されない、という事態が起きる。これは、朴正熙政権の突然の崩壊により政治状況が混乱していたことや政権交代による政府の政策転換などによるものであった。こうした背景から、大宇側は、大宇造船の経営悪化の責任を政府側にも問うと言う意図もあったと考えられる。

また、1980年代後半の韓国では、財閥が、自分たちが韓国経済を占める比率に対して自信を持つようになった時期であり、韓国経済の安定的成長のためには政府が簡単に財閥に不利な行動をとることはないと考えようになった時期であると言われている<sup>13)</sup>。こうした財閥の「自信」が、政府に対する強気な姿勢に繋がったと考えられる。だが政府側は、上記の大宇からの支援要請を拒否した。

この政府の判断は、先述した政治状況から判断すれば妥当な判断であると考えられる。第5共和国時代に行われていた財閥擁護の政策が批判される中で、財閥企業である大宇造船に対する金融支援を行えば、その行為が「財閥への特惠支援である」と見做され、前政権との違いを示すことが出来なくなるためである。政権発足直後に、大宇造船への金融支援を拒否したことで、財閥と距離を置く政府の姿を国民に示したと考えられる。

だが、このような姿勢は、わずか半年後に一転する。1989年2月、政府は大宇造船に対する支援計画を発表したのである。

#### **b.大宇造船に対する金融支援の方針転換**

先述したように、盧泰愚政権の初期では、「政経癒着」に対して、国民そして野党からの批判が集中していた。こうした国内状況の中で、政府が財閥企業である大宇造船に対して支援を行なえば、国民から非難を浴びることは避けられないはずである。それにも拘わらず、盧泰愚政権が大宇造船に対する金融支援を行なうことを決定した。

その背景には、盧泰愚政権の経済政策の遂行の担い手が財閥であったということがあると考えられる。これまで、軍事独裁政権下では、政府の経済政策遂行の担い手に財閥が起用されてきた。だが、その頃のような国内における経済発展が目的ではなく、盧泰愚政権下になると、財閥は外交戦略を遂行する位置づけとなる。

盧泰愚政権下では、韓国の経済はある程度発展していたものの、国内の市場は小さく飽和状態に達していた。また、韓米貿易摩擦、ウォン高などのため、輸出は停滞し、経済成長率は鈍化していた<sup>14)</sup>。こうした背景から、この時期の韓国はさらなる経済発展のために、海外市場への進出を余儀なくされていたのであった。経済は発展を目指すにあたって、財閥への経済集中に非難が集中していたため、政府は中小企業にも支援を行い、経済発展を目指すべきであった。だが、中小企業には海外に進出するための技術も資金が乏しく、海外市場に進出できる状況ではなかった。そのため、結局のところ政府は、財閥の技術力に支援を行い、財閥の海外進出をバックアップする結果となった。

更に、盧泰愚政権下では、政府は共産圏との経済交流を「民間主導」で行うこと決定し（1988年6月）、経済交流の推進役に財閥を起用した。また、盧泰愚政権が力を入れていた「北方政策」の一部を現代、大宇が担っていた。本稿で取り上げた大宇に関して詳述すると、大宇の総帥である金宇中が訪朝したと、1988年12月15日付けの『京郷新聞』が伝えている。これに関して、大宇側は訪朝の事実はないと否認をしたため、真相は分からないが、盧泰愚政権の発足当初より、大宇が北朝鮮との交流に積極的であったことが伺える。その後も、金宇中は何度も訪朝を行っている。こうして、盧泰愚政権下では財閥が経済交流や、外交を担っていたことから、財閥との良好な関係の構築のためにも、大宇造船に対して支援を行ったとも考えられる。

更には、盧泰愚政権に対して、大宇が多額の政治献金を渡していたということを、政府が大宇造船に対する金融支援を決定した要因として挙げることができる。表-1から分かるように、大宇は盧泰愚政権に対して多額の献金を行っていた。

〈表-1〉 全斗煥政権、盧泰愚政権に対する各財閥の献金額

(単位：億ウォン)

全斗煥政権時		盧泰愚政権時	
現代	220	三星	250
三星	220	現代	250
東亜	180	大宇	240
韓進	160	東亜	230
大宇	160	L G	210
ロッテ	150	韓進	170
鮮京	150	韓宝	150
韓一	150	ロッテ	110
L G	100	漢陽	100
錦湖	70	眞露	100
味元	70		

出典：日経産業新聞 1996年1月24日

その額は全斗煥政権下で行っていた献金よりもはるかに多い額であることも分かる。これは大宇に限ったことだけではない。

盧泰愚政権下では、財閥から行われる献金の額に応じて政府が各財閥に特惠を与えたと言われている。その為、財閥は生き残りのために多額の献金を政府に渡した。中でも特にその傾向が強かった財閥の一つに大宇を挙げることができる。盧泰愚政権に対して多額の献金を渡していた大宇は、当時の政府と距離が近かった財閥の一つとして挙げられている<sup>15)</sup>。

献金で財閥の経営が左右されていたことを示す事例として、1990年9月に大宇が政府から受注した、潜水艦基地建設工事を挙げる事が出来る。大宇は当時、潜水艦基地建設工事を巡って東亜建設と競争を繰り広げていた。その競争相手であった東亜建設を抑えて工事を受注できたのは、金宇中会長が50億ウォンを政府に渡したからであるとも言われている<sup>16)</sup>。

このように、献金によって政府との「相互依存的な関係」を築いていた大宇に対して、盧泰愚が支援を拒否できなかったということが考えられる。

## 2. 大宇造船への金融支援の決定

### a. 金融支援決定当初の計画内容

上述したように、政府が大宇造船に対するおおよその支援計画を発表したのは、1989年2月8日のことであった。この時に発表された、大宇造船への支援計画は、大宇と韓国産業銀行の両者が、合わせて5,500億ウォンの資金を投入し、大宇造船の経営状態の正常化を図るというものであった。その詳細内訳は、大宇側が、系列会社の処分などを通して4,000億ウォンの自助努力分の資金投入を行い、韓国産業銀行が、1,500億ウォンの支援を行うというものであった<sup>17)</sup>。一方、韓国産業銀行側の大宇造船に対する1,500億ウォンの支援内容は、大宇造船に対する既存貸出金2,500億ウォンを、5年間利子償還猶予を行うことによって、年間300億ウォンの利子負担を軽減し、5年間で1,500億ウォンの支援効果を出すというものであった<sup>18)</sup>。更には、こうした支援と並行して、約12,000名にのぼる大宇造船の従業員をその半分に当たる6,000人にまで削減するという、政府の支援計画、人員削減の方針も決定された<sup>19)</sup>。そしてその後、1989年2月13日に、趙淳副総理兼経済企画院長官から金宇中に対して、閣議で決定された政府の大宇への支援計画が説明され、大宇側にこれを受け入れるように説得した<sup>20)</sup>。だが金宇中は、大宇側が自主的に4,000億ウォンの財源を用意するということは困難であるとし、上記のような政府側の案に対して難色を示した。そのため、最終的な支援計画の決定は持ち越されることとなった<sup>21)</sup>。以上のような内容の発表から1ヶ月程経った1989年3月27日、韓国政府は大宇造船に対する支援の最終方針を発表する。

### b. 最終的な金融支援の計画内容とその履行

この時に発表された大宇造船への支援計画は、「大宇造船の経営正常化のために4,000億ウォンを韓国産業銀行の新規救済金融と既存融資金の償還猶予および利子免除などの形態で支援すること」、「大宇側が自助努力により4,000億ウォンを捻出すること」、「1992年までに大宇造船と大宇重工の合併を進めること」、「大宇造船が完全に正常化されるまで、生産性向上分を超過した賃金の引き上げを抑制すること」などであった<sup>22)</sup>。この時発表された、大宇造船への支援計画は、前回発表された支援計画の内容とは異なる以下のような内容のものであった。

前回の発表では、韓国産業銀行の大宇造船に対する既存貸出金2,500億ウォンを、5年間利子償還猶予を行うとされていたが、この既存貸出金2,500億ウォンに関しては、元利金の償還期間を7年据置きの後10年分割償還とし、据置き期間中の利子は免除すると変更された。そして、新たに加えられた、大宇造船への支援内容は、新規に1,500億ウォンの貸出を行い、この貸出金に関しては7年間の据置きの後、10年分割償還とし、据置き期間中の利子は猶予して、10年間の分割償還を行うというものであった。韓国産業銀行の大宇造船に対する既存貸出金2,500億ウォンに対しては、7年間の利子免除を行うことで1,475億ウォン、新規融資1,500億ウォンに対しての7年間の利子猶予で583億ウォン、合計で2,058億ウォンの利子免除を行うというものであった<sup>23)</sup>。更に、大宇側が自ら大宇造船に自助努力として出資する分として、4,000億ウォンを用意するために、製鉄化学、大宇投資金融、東国精油、信亜造船、雪獄開発など5系列会社と共に、大宇ビルディングを売却し、金宇中個人の有する大宇証券の株式の個人持ち分1,500億ウォン相当を売却しても4,000億ウォンに達しない場合は、非系列社保有の株式、系列社保有の不動産の売却と系列会社の有償増資による出資により充当するとした<sup>24)</sup>。

こうした政府側の方針決定に対して、大宇側は「支援規模や調達方法・推進形式などすべての面で株主間の出資を通じた借金の負担を解消するという当初の原則とはかけ離れている。この決定は、大宇造船正常化を期待するものとしては、絶対的に不十分な措置」であると主張し、政府の方針に対して強い不満を現わした<sup>25)</sup>。大宇側は、利子負担だけでも年間 1,500 億ウォンに達する状況に置かれており、今回の措置にともなう当面の利子負担の軽減効果は 270 億ウォンに過ぎないと指摘し、大宇造船の正常化について、全く支援しない方案であると主張したのである<sup>26)</sup>。

更に大宇側は「大株主の韓国産業銀行が責任を分担する出資措置を完全に排除して、民間株主の大宇側の自助努力で全面的に負担させるなど、大宇造船問題に対する政府の根源的責任を回避しようとする意図であると解釈するほかはない」との見解を示した<sup>27)</sup>。大宇は、大宇造船を設立した際に、政府と国営銀行である韓国産業銀行と共同出資をすることを約束していた。だが、韓国産業銀行は大宇と政府が約束した出資比率を守らなかった。そのことも大宇造船の経営状態が悪化した一因であった。大宇との約束を履行しなかった政府と韓国産業銀行の両者は大宇造船の経営状態の悪化の責任を取らずに、大宇側にのみその責任を押し付けようとしている、と言うのが金宇中の主張であった。だが、このような大宇側の反発があったにも拘わらず、政府側はこれ以上支援条件の譲歩はしないと、3月27日に発表した支援計画を最終決定とした<sup>28)</sup>。

上記のように、大宇側と政府側の対立を経て決定された大宇造船への支援計画であったが、その後この計画が白紙撤回される可能性が出てきた。それは大宇造船内で発生した労使紛争の影響であった。この頃の韓国では、民主化に向かう中で、労働者の権利を求める労使紛争が頻発していた。そのような中で、1989年5月18日に大宇造船内で大規模な労使紛争が発生し、大宇造船の操業が停止してしまう。大宇造船の操業停止の事態を受けて、政府は大宇造船への支援を再検討すると発表した<sup>29)</sup>。韓国国内で「大宇造船事態 (대우조선사태)」と呼ばれたこの労使紛争は、連日のようにその様相が新聞を始めとする各種メディアを通して全国に向けて報道されるなど、国民の注目を集めた。その「大宇造船事態」による大宇造船の1日の売り上げの損失額は15億ウォンにもものぼり、利子負担額の4億ウォン等を合わせると、その総額はおよそ20億ウォン相当にもなった<sup>30)</sup>。「大宇造船事態」を始めとする労使紛争により、1989年の大宇造船の当期純利益は大幅な赤字となった。その額は2,390.2億ウォンに上った。

「大宇造船事態」が、発生してから1ヶ月が経つにも拘わらず、労使の間には何等決着がつかず、大宇造船の操業は停止したままの状態であった。1989年6月18日、こうした事態に韓国政府はこれ以上「大宇造船事態」が長期化し、大宇造船の経営の正常化が困難であると判断された場合には、1989年3月27日に決定した大宇造船への支援計画を白紙撤回する方針であることを明らかにした。更にその5日後には、政府は「大宇造船事態」が長期化していることを受けて、大宇造船の廃業など、最悪の事態に備えた総合対策を検討中であることを発表した。だが現時点では、大宇造船への支援計画の白紙撤回に関する最終的な決定は保留中であるとした。このように政府が大宇造船に対する支援計画の白紙撤回の最終決定を保留していることに対する言い分としては、「政府は『大宇造船事態』の場合、原則的に私企業の労使問題であると判断しているので、政府が直ちに白紙撤回はせずに、まずは会社側の対応が出てくる時まで、



政府は事態の推移を見守る<sup>31)</sup>」というものであった。ここからは、大宇造船への支援計画を白紙撤回するという方針を国民には示しつつ、前述したような大宇との「相互依存的な関係」から、思い切って白紙撤回できない政府のジレンマが伺える。

「大宇造船事態」により、一時は政府からの支援計画が白紙撤回される可能性が浮上した大宇造船であったが、その後の事態の進展により、最終的には白紙撤回は回避されることとなった。1989年7月7日、賃金引き上げなどに関する協約書に労働者側が最終的に合意して署名を行い、経営の正常化および発展的労使関係の確立のための共同締結文を採択したことにより、大宇造船の労使紛争が妥結したからである<sup>32)</sup>。だがその後、大宇造船に対する支援計画実施に向けた動きは停滞していた<sup>33)</sup>。大宇造船の高率賃金引き上げに伴う補完措置を巡って、大宇側に大宇造船の正常化のための資金追加を要求する政府側と、これに対して経営刷新による対処を主張する大宇側との対立が続いた為であった。こうして停滞していた大宇造船に対する支援計画が前進することになったのは、1989年7月31日のことであった。大宇側が、大宇造船に対する支援計画の一部である「自助努力分としての4,000億ウォン」を、「4,000億ウォンから5,500億ウォン」に増額することを明らかにしたことためであった。そして、ついに1989年8月28日に開かれた、「第7次産業政策審議会（以下、第7次産政審）」において、大宇造船は産業合理化事業体に指定され、正式に支援が実施された<sup>34)</sup>。政府の支援を受けて、大宇造船の経営が改善したことが表-2からわかる。政府が支援を実施する前の1989年6月30日には資本がマイナスだったのに対して、支援を実施した後の1989年12月31日にはそれは3,239億ウォンにまで回復した。

〈表-2〉 大宇造船 財務構造 推移

(単位：億ウォン)

区 分	1989/6/30	1989/12/31	1990/6/30	1990/12/31
資 産	14,322	16,856	17,308	18,704
負 債	14,706	13,616	14,118	13,639
資 本	-382	3,239	3,190	5,065
資本内訳				
資 本 金	6,080	10,823	11,070	13,045
資本過剰金	0	167	0	-0.9
累積欠損金	6,462	7,585	7,881	7,891

出典：商工部、1991年を参考に作成

こうして、政府から大宇造船に対して大規模な支援が実施された。そして、大宇側も支援条件の履行に取り掛かった。だが、大宇側は政府からの支援を受けるための条件の中の一つの自助努力である「系列企業の売却」などを履行しなかったのである。この大宇の態度が、大きな問題を引き起こした。

### 3. 「大宇造船正常化計画」施行後に発生した問題

大宇は政府の支援を受けて、自助努力の分として売却することになっていた「製鉄化学、大

宇投資金融、東国精油、信重造船、雪獄開発、大宇ビルディング」のうち、製鉄化学、東国精油、雪獄開発の3社を売却した<sup>35)</sup>。しかしその後、大宇は信重造船の合併、大宇投資金融と大宇ビルディングの売却を進めなかったのである。このような大宇の姿勢に、韓国政府や国民からは、大宇が最終的には大宇投資金融と大宇ビルディングを売却しないつもりでいるのではないか、との懸念の声が囁かれ始めた。そしてその後、そのような国民からの予想的中することとなる。

金宇中は1990年3月31日に政府に対して大宇投資金融の売却延期の要請をする以前に、全経連主催のスユリアカデミーハウスで開かれた労使合同研修会に参加し際に、マスコミの取材を受け大宇投資金融・大宇ビルディングを売るつもりがないとの旨を、明らかにしていた。その時の出来事をまとめた『毎日経済新聞』の記事は以下の通りである。

「長期に渡るストライキで倒産が避けられない会社を助けたのに、今になって態度を変えて冷酷になろうという話にでもなりますか。」金宇中会長の大宇造船自助努力の縮小発言の事実を、言論報道を通じて、初めて知ったという経済企画院・商工部関係者たちの反応は、最初から怒りが混ざった言葉だった。「大財閥グループの総帥ならば、公人と違わないのに、自分に有利なように処理をするならば、法は何のためにあるのか分からないでしょうね。」公務員が財閥に弱いという話を聞くが、今回だけは本当にこらえることができないという表情だ。経済長官らが集まって産業政策審議会を開いて、瀕死状態の大宇グループを助けようといってから6ヶ月が経った。労使紛糾が極限に達したこと、(造船業の)景気低迷期に、数万人が働き口を失うことになると思い、国会で非難を受けながらも、政府は「冒険」を敢行して、4,000億ウォンという巨額を利子なしに押し出した。大宇グループも初めは系列会社3社を処分して、産政審の決定に従うふりをしたが、造船景気が生き返ると欲が出てきて、9月以降は何も売らないということを決心したようだ。そして大宇造船の正常化案が決定されて6ヶ月が過ぎた時点でこっそりと「悪知恵」を出したのだ。金宇中会長の「爆弾宣言」が出てきた席は正式記者会見でもなかったし、政府関係部処と協議を経て、共同発表する形式とも違った。全経連主催スユリアカデミーハウスで開かれた、労使合同研修会に参加した金会長に、前述のように尋ねるや、大宇投資金融・大宇ビルディングを売るつもりがないと答えたということだった。特に大宇ビルディングについては、(大宇側は)政府との協議において売却しないということで了解を求めた、といったが、商工部などは「そのような了解をしたことがない」としており、金会長の真意がより一層疑わしい。したがって金会長のこの日の発言は、おそらく国民と政府の意志を試してみるものであるという推測ができる。<sup>36)</sup>

上記のように、毎日経済新聞経済部は、金宇中が「悪知恵」を働かせ、金融支援を受けておきながら、支援条件となっていた大宇投資金融の株式と、大宇ビルディングの売却をしなくても済むようにしようとしているとの見解を示している。毎日経済新聞の経済部は、金宇中が「悪知恵」を働かせたと表現しているが、これは「悪知恵」である以前に、大宇側ばかりが責任を取らされ、財産を処分しなくてはならない状況となっていることに関して、不満を持っていた

金宇中が、「大宇造船の経営状態の悪化の責任を取ろうとしない政府」の態度に対して、対抗策を講じたのではないかと考えられる。

#### a. 大宇投資金融と大宇ビルディングの売却延期・除外要請

そしてその後、金宇中は政府に対して正式に 1990 年 3 月 31 日までに売却することになっていた、大宇投資金融の売却延期を要請したのである。だが当然のごとく、政府はこのような大宇側からの要請を拒否した。政府は、大宇投資金融の株式を、大宇側が約束期限内である 1990 年 3 月 31 日までに売却しない場合は、上記の産政審における決定に沿い、政府は、韓国産業銀行が売却処分権を行使して、処理を行うと警告した<sup>37)</sup>。だが、このような政府の警告を無視し、大宇は大宇投資金融の売却を延期する姿勢を見せた。したがって、本来 3 月 31 日に行うことになっていた売却処分の手続きを行えなくなった。これを受け、経済企画院、財務部、商工部など関係部処が大宇投資金融の売却期限についての議論を行い、大宇投資金融の株式売却期限を 3 月 31 日ではなく 4 月 7 日までに韓国産業銀行が大宇から、大宇投資金融株式を受け取り、これらの処分を推進するということを決定した<sup>38)</sup>。その後、この決定に基づき、1990 年 4 月 7 日、大宇投資金融の株式は大宇から韓国産業銀行に引き渡され、大宇投資金融の売却延期問題は終結した<sup>39)</sup>。

だが、それから半年ほど経った 1990 年 9 月 1 日、大宇は政府側に対して、大宇ビルディングの売却除外を要請した。大宇側は、現時点で大宇造船の支援計画を履行する際の政府と側との約束である 4,000 億ウォンを超えた自助努力は履行済みであり、大宇ビルディングの売却の必要はないと主張したのであった。この大宇側のビルディングの売却除外要請を受けて、政府は 9 月 27 日に産政審を開催した。そして、政府は (株) 大宇が、1991 年末までに 100 億ウォンを大宇造船に対して追加出資をするという条件を提示し、これを大宇側が履行すれば、大宇ビルディングを自助努力の対象企業から除外することを発表した<sup>40)</sup>。更に、この時の発表では、大宇が 9 月末までに履行することになっている大宇造船への有償増資の出資期間を 1990 年末まで延期すること、そして、信亜造船と大宇造船の吸収合併の件と不動産の売却の件についても、1991 年末まで延期することを政府は発表した。

上記のような決定について、商工部は『1991, 商工白書』のなかで、以下のように記している。

1989 年 8 月に施行された大宇造船工業(株)等合理化指定業体らの合理化措置は、滞りなく推進してきており、1990 年には運営上の問題により同計画の一部を修正・バックアップすることになった。この補完計画において重要とされた内容が大宇ビルディングの売却であった。この大宇ビルディングの売却に関しては、大宇系列社が 4,000 億ウォン以上を超過して、自助努力を履行している点と、これとは区分して、系列社入居のビルの確保の難しさなどを考慮し、自助努力の対象から除外することにするが、その代わりに大宇系列社が 1991 年末までに 100 億ウォンを大宇造船工業(株)追加出資するようにした。1990 年末までに履行することになっている(株)大宇の増資による出資と信亜造船工業(株)の吸収合併後の不動産の売却を、それぞれ当時の株式市場の低迷と、信亜造船工業(株)の受注物量処理期間を勘案して、1991 年末まで延期した。

商工部は、大宇ビルディングの売却を除外する問題について「運営上の問題」であるとしているが、それは運営上の問題ではなく、政府と大宇との「相互依存的な関係」を考えると、大宇側の要求に応じなくてはならない状況にあったと考えられる。

上記のような政府の姿勢に対して、政権内部からは不満が高まっていた。産政審の造船合理計画案の合理化の基準 8 項において、韓国産業銀行が大宇系列社から、自助努力の対象財産に対する処分委任状を請求することになっていた。だがそのような規定があるにも拘わらず、商工部は処分委任状を請求していなかったのである。これに関して、国会商工資源委員会（以下、国資委）では「商工部が先の 3 月に国会に提出した『大宇造船正常化方案』報告書を通じて、自助努力の徹底した達成を確保するために、産業銀行は自助努力の対象財産処分の委任状を請求すると言ったにも拘わらず、未だに協議中であるということは大企業に対する特恵的支援のみにあくせくして、権利事項は捨てている、という商工部の変更に示している」、「国民負担による支援措置は、8 月 28 日第 7 産政審の決議と同時に効力を発生させて、大宇側の自助努力に対する財産処分委任状を 1 ヶ月過ぎた現在も請求していないことから、商工部の誠実性を疑わせており、事後管理の抜け穴を見せている」、「産政審の決議内容を見ると、財産処分委任状は大宇側が協議事項ではなく、産業銀行が必ず請求するという権利事項であるにも拘わらず（請求されていないことは）、時間だけを稼いでいるという疑惑を示すことであり、大宇投資金融、大宇ビルディング等を売却しない可能性があるという世間の世論を支持する」として、批判の声が上がった。

国資委では、大宇側の「悪知恵」への批判だけではなく、その「悪知恵」を実行できるような状況を作り出した商工部に対する批判も噴出したのである。商工部に対する批判の骨子は、政府が大宇造船に対して、韓国産業銀行を通じた金融支援が行われたにも拘わらず、支援条件であった自助努力の財産処分に関する委任状を商工部が請求していなかったことであった。すなわちそれは、「大宇に対して、政府（商工部）が大宇の自助努力の抜け道を作った」としている、政権内部からの痛烈な批判であった。上記のような質疑内容は、確かに国資委の言うように、商工部が財産処分に関する委任状を取っていなければ、財産が処分されない可能性があるということである。その点で見れば、大宇が財産処分を行わなくても済むような状況を、政府（商工部）が作っていることになり、商工部の姿勢が批判される十分な理由であったといえる。

更に前述した、賃上げにともなう 1,500 億ウォンの追加出資のために、金宇中の大宇証券の持ち分である 1,500 億ウォン相当の株式を来年 3 月までに売却すると発表したことに対しても、国資委では批判が噴出していた。金宇中は自身の大宇証券の持ち分である、1,500 億ウォン相当の株式を来年 3 月までに大宇重工業（株）、大宇電子（株）、大宇通信（株）、オリオン精機（株）等大宇グループ系列社に 1,200 億ウォン、系列社以外に 300 億ウォン相当の株式を売却すると発表した。だが、売却するとされた株式のほとんどが大宇の系列社に売却されるとされたことから、この売却に対して懐疑的な声が聞かれた。例えば、国資委では、この売却行為が右のポケットから左のポケットに移す「財布の金が袋のお金」式の自助努力ではないかとして、大宇の上記の株式売却が非難された。確かに、大宇側のこの行為が株式を「右のポケットから左のポケットに移す」と受け取られても仕方がない行為であると言える。そして、このような大宇側の行為を容認した政府に対して国資委において懐疑的な声が聞かれたことも不思議で

はない。

このように盧泰愚政権下では、国民からだけではなく、政権内部からも「大宇と政府の相互依存的な関係」を疑う、批判的な声が聞かれた。これは「与野大」の政治状況が生んだものであったと言えるのではないだろうか。

## おわりに

当時の大宇造船は、政権交代による政治側の「大宇造船の正常化計画」に対する約束不履行の問題に直面し、それが原因となって、経営状態が「不実化」寸前にまで追い込まれた。それまでも拘わらず、当時の政権は最初の段階では、大宇からの大宇造船への支援要請を拒否する姿勢を取った。その理由は、韓国国内で民主化の要求の声が高まる中で、政府の財閥への特恵とも言える支援に対する批判も高まっており、政府が国民からの要求を無視した場合、国民による反政府活動が多発し、それによって政権の維持が危うくなると判断したためであった。また、盧泰愚政権では発足当初「与野大」という政治状況が生まれていた。

野党からは、全斗煥政権下での「政権癒着問題」を国会で取りざたされるなど、財閥と政府との「相互依存的な関係」に対する批判的な意見が多く噴出していた。こうした野党からの批判を回避する必要にも迫られていた。だが、最終的には、当時の政府も、大手財閥への支援を行わざるを得ない状況に追い込まれる。それは、国民の意思に背いてまでも、財閥に対して支援を決定するほど、政府と財閥との「相互依存的な関係」が深いことを意味している。盧泰愚政権下での国民や与党からの財閥と政府との「相互依存的な関係」に対する批判は、一定程度の力を発揮し、政府の推進する経済政策や、政府による財閥への無条件な支援を食いとめる役割を果たしていたと言える。

## 注

- 1) 韓国では、全斗煥率いる軍部を「新軍部」と表現する。
- 2) 1980年時点での韓国におけるGDP成長率は-1.5%であった。
- 3) 韓国財閥の形成に関する先行研究は、上村祐一「韓国の財閥-1-その形成過程」『アジア研究所紀要、通号第6号』亜細亜大学アジア研究所、1979年、pp.260-221、梁先姫「韓国財閥の歴史的発展と構造改革」『四天王寺国際仏教大学紀要、第45号』四天王寺国際仏教大学紀要編集委員会編、2007年、pp.101-129等を参照されたい。
- 4) 「不実企業」とは、韓国の独特の経済用語である。日経ビジネスの編集長であった、吉村久夫は「不実企業」の定義について、「①銀行管理下にある、②外国からの借金を1年以上返済できないでいる、③操業率が50%を割っている、④減資しなければならない、⑤会社整理法の適応を受けている」とし、これらのどれかに該当するものを「不実企業」としている。韓国では、この「不実企業」の経営権を、政府が民間企業などに引き渡すという特徴がある。
- 5) 大宇財閥の解体については、百成政秀「韓国・大宇グループの解体過程-韓国の経済システム変容の側面」『六甲台論集 経済学編』神戸大学大学院経済学研究会、2004年 pp.32-63 谷光太郎「韓国大手財閥の成立、破綻とその原因-大宇、現代両グループのケーススタディ」『亜経済研究 59(4)』山口大学東亜経済学会 / 東亜経済研究編集委員会 編、2001年 pp.537-580を参照されたい。
- 6) これに関しては、木下奈津紀「韓国大宇財閥の「玉浦造船所」引受けに見る政府と財閥の関係」『現代社会研究科研究報告、第6号』、愛知淑徳大学、2011年、p.69-p.82を参照されたい。
- 7) 文京洙『韓国現代史』岩波新書、2005年、p.158
- 8) 1987年1月14日に、当時ソウル大学の学生であった、朴鐘哲が、治安本部対共捜査団に連行され、その捜査での取調中に拷問により死亡した事件である。当初警察と政府はこの事件を隠蔽しようとした。しか

し、医師の証言などにより、最終的に警察は水拷問であることを認めた。この事件を契機に軍部独裁政権への更なる批判が高まった。

- 9) 1987年06月30日付『中日新聞』
- 10) 金浩鎮『韓国政治統制論』、p.229
- 11) 文京洙、前掲書、p.179
- 12) ①玉浦湾一帯に1,000万坪規模の工業団地を造成すること、②玉浦造船所を総合機械工業団地の中心地として作り、造船以外に発電所施設など、相互プラント輸出基地化を行い、それに必要とされる株価資金の70%を国民投資基金で支援を行うこと、③円滑な資金調達と金利負担軽減のため、産業銀行を参与させ、51(大宇)対49(産業銀行)の比率で共同出資を行うこと、④造船不況に備えて、米海軍第7艦隊の修理造船を誘致すること。
- 13) 中川圭輔「韓国における政府-財閥関係の歴史的変遷-企業倫理問題との関わりにおいて-」『経営研究論集』、明治大学大学院、2004年、pp.179-199、p.191
- 14) 佐野孝治「韓国における経済成長と民主化-労使関係を中心に-」『商学論集、第64巻第3号』、福島大学経済学会、1996年、pp.1-34、p.24
- 15) 慎斗範『韓国政治の現在』有斐閣、1993年、p.140
- 16) 1995年11月18日付『東亜日報』
- 17) 1989年2月9日付『東亜日報』
- 18) 同上
- 19) 同上
- 20) 1989年2月14日付『毎日経済新聞』
- 21) 同上
- 22) 1989年3月28日付『東亜日報』
- 23) 同上
- 24) 同上
- 25) 1989年3月28日付『京郷新聞』
- 26) 同上
- 27) 同上
- 28) 1989年3月28日付『日本経済新聞』
- 29) 1989年5月18日付『京郷新聞』
- 30) 1989年6月19日付『毎日経済新聞』
- 31) 1989年6月23日付『京郷新聞』
- 32) 1989年7月7日付『東亜日報』
- 33) 1989年7月31日付『京郷新聞』
- 34) 国会『国政監査結果是正および処理事項：韓国産業銀行』ソウル国会事務局、1989年、p.3に掲載されている金融支援の詳細は以下の通りである。
- (1)大宇造船 正常化のための金融支援
- 産業銀行は大宇造船正常化のために大宇側の自助努力を前提に7年の据置期間中利子を免除し支援すること、4,000億ウォンの金融支援が所期目的の実現をするまで支援資金の使用計画および事後管理の徹底を期することを望むこと
- 89.8.28 第7次「産政審」において決議「大宇造船合理化計画」の当行支援内容
- 既存貸出金2500億ウォン：7年据置後10年分割償還、据置期間中利子免除条件により大宇側で大宇側の自助努力と並行支援
- 新規貸出金1,500億ウォン：7年据置後10年分割償還、据置期間中利子猶予条件で大宇側の自助努力4,000億ウォン履行完了後支援
- 大宇側の自助努力履行および正常化推進状況点検のために点検団の構成(89.9.29)
- 既存貸出金 期限延期
- 大宇側自助努力実績(2,334億ウォン)範囲内である2,313億ウォン期限延期終わる
- 既存貸出金中残余支援予定分は大宇グループ自助努力2,500億ウォン充足後支援予定
- 新規貸出金1,500億ウォン
- 大宇側の自助努力4,000億ウォン履行完了後支援予定
- 支援資金は同社の債務償還に充当できるだけ徹底して点検を
- 35) 信亜造船は売却するのではなく、合併される方針へと転換された。
- 36) 1990年3月12日付『毎日経済新聞』
- 37) 1990年3月31日付、同上

38) 1990年3月31日付『東亜日報』、1990年3月31日付『毎日経済新聞』

39) 1990年4月7日付『毎日経済新聞』

40) 1990年9月28日付、同上